

国立大学法人宮崎大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末手当(賞与)の額は、その職務実績を勘案して学長が必要と認めた場合には、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し又は、減額できることとしている。

宮崎大学は、「世界を視野に 地域から始めよう」というスローガンのもと、人類の英知の結晶としての学術・文化・技術に関する知的遺産の継承と発展、深奥なる学理の探究、地球環境の保全と学際的な生命科学の創造を目指し、変動する社会の多様な要請に応え得る人材の育成」を使命としており、そうした中で、宮崎大学の学長は、職員数約1,350名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

宮崎大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の報酬月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は、上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

こうした職務内容の特性や民間企業役員報酬との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

給与特例減額支給措置を平成26年3月31日をもって終了した。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

法人の長に同じ

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

法人の長に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,765	千円 11,038	千円 3,726	千円 ()			
A理事	千円 12,146	千円 9,030	千円 3,038	千円 78 (通勤手当)			
B理事	千円 12,068	千円 9,030	千円 3,038	千円			
C理事	千円 12,118	千円 9,030	千円 3,038	千円 49 (通勤手当)		H26.3.31	
D理事	千円 10,631	千円 6,965	千円 2,468	千円 417 (異動保障給) 24 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)		H26.3.31	◇
E理事 (非常勤)	千円 1,307	千円 1,254	千円	千円 53 (通勤手当)			
A監事	千円 10,583	千円 7,795	千円 2,623	千円 164 (通勤手当)		H26.3.31	
B監事 (非常勤)	千円 1,029	千円 899	千円	千円 130 (通勤手当)			

注1:「異動保障給」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在籍していた役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:総額、各内訳について、千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

新たな業務や重点的に行う業務等に対応するため、既存の組織の業務の見直し等による人員の適正配置を図り、人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等における給与水準等を考慮し、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠し、職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格、降格及び勤勉給の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇給	毎年1月1日の昇給日に、昇給日前1年間の勤務成績等により決定されるA～Eの5段階の昇給区分に応じて昇給させることができる。
昇格	勤務成績の良好な職員が別に定める昇格基準を満たしたときは、1級上位の級に昇格させることができる。
降格	職員が、就業規則の規定に基づき降任したときは、下位の級に降格させることができる。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月期及び12月期の勤勉給は、基準日以前6箇月以内における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

平成25年4月1日実施

・以下の職員を最大1号俸上位に調整した。

- ①平成25年4月1日において、31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給抑制職員、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
- ②平成25年4月1日において、37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給抑制職員、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員

平成25年7月1日実施

・宮崎県の「知事等の給与の特例に関する条例」の改正に伴い、附属学校(園)教員に対して、以下の措置を講ずる事とした。

実施時期: 平成25年7月～平成26年3月

俸給表関係の措置の内容

俸給

教育職員Ⅱ俸給表1、2級: 役職加算なしの職員(△4.4%)

教育職員Ⅱ俸給表1、2級、特2級、3級: 役職加算ありの職員(△5.9%)

教育職員Ⅱ俸給表4级以上(△7.5%)

役職手当(△10%)

期末・勤勉手当(減額なし)

平成26年1月1日実施

・55歳を超える職員(技能・労務職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)の昇給については、極めて又は特に良好である職員を除き昇給停止とした。

平成26年3月31日実施

・特例法に基づく、役職員の給与減額支給措置を平成26年3月31日をもって終了した。

・平成18年度からの給与構造改革に伴う経過措置(給料の現給保障)を平成26年3月31日をもって終了した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1182	歳 43.8	千円 6,090	千円 4,640	千円 55	千円 1,450
事務・技術	人 276	歳 42.9	千円 4,894	千円 3,742	千円 62	千円 1,152
教育職種 (大学教員)	人 511	歳 48.4	千円 7,614	千円 5,814	千円 60	千円 1,800
医療職種 (病院看護師)	人 269	歳 37	千円 4,766	千円 3,615	千円 44	千円 1,151
技能・労務職種	人 15	歳 49.8	千円 4,756	千円 3,602	千円 35	千円 1,154
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 47	歳 42	千円 6,224	千円 4,675	千円 40	千円 1,549
医療職種 (病院医療技術職員)	人 62	歳 39.6	千円 4,862	千円 3,664	千円 41	千円 1,198
その他の医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 9	歳 63.4	千円 2,815	千円 2,410	千円 46	千円 405
事務・技術	人 5	歳 63.1	千円 2,583	千円 2,221	千円 36	千円 362
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 311	歳 33.8	千円 3,820	千円 2,938	千円 55	千円 882
事務・技術	人 60	歳 40.6	千円 3,002	千円 2,292	千円 80	千円 710
教育職種 (大学教員)	人 36	歳 41	千円 6,131	千円 4,811	千円 49	千円 1,320
医療職種 (病院看護師)	人 144	歳 28.6	千円 3,819	千円 2,937	千円 45	千円 882
技能・労務職種	人 29	歳 41.2	千円 3,098	千円 2,324	千円 76	千円 774
医療職種 (病院医療技術職員)	人 41	歳 29.8	千円 3,485	千円 2,663	千円 45	千円 822
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

(年俸制適用者)

非常勤職員	人 4	歳 38.5	千円 6,624	千円 6,624	千円 24	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 38.5	千円 6,624	千円 6,624	千円 24	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)、再任用職員の技能・労務職種、医療職種(病院医療技術職員)並びに非常勤職員のその他医療職種(看護師)については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

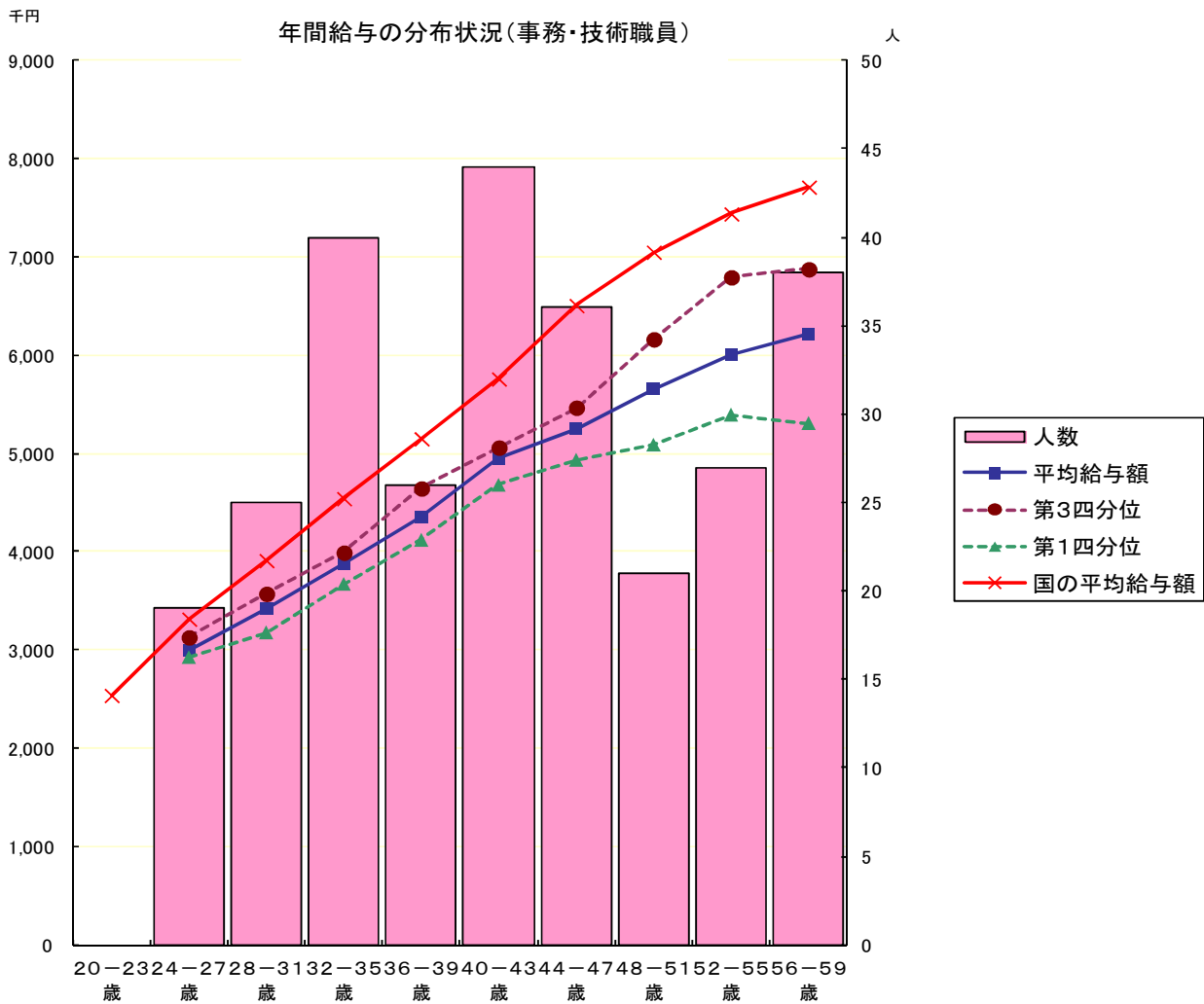
注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注6:再任用職員の表について、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注7:非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

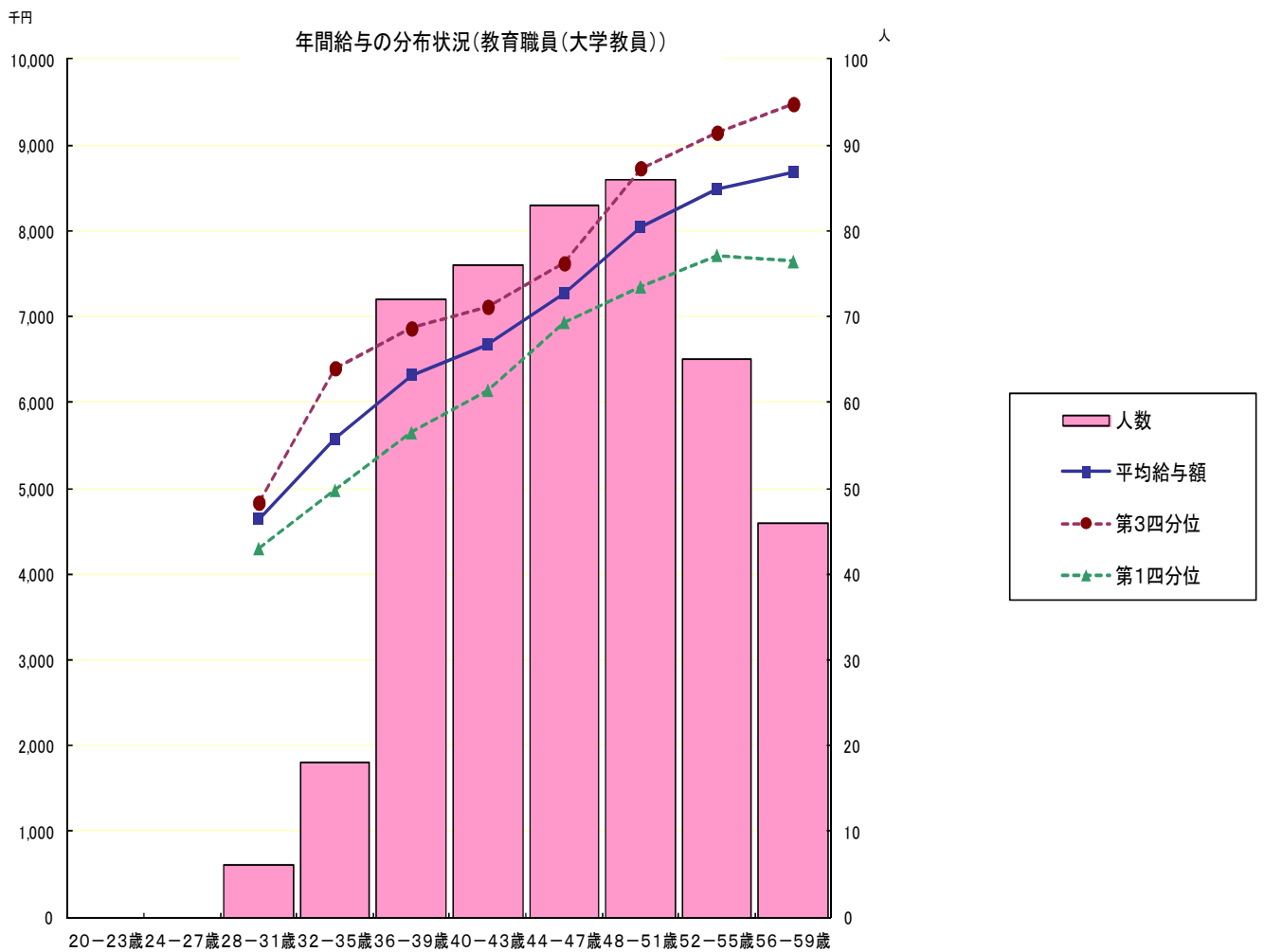
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

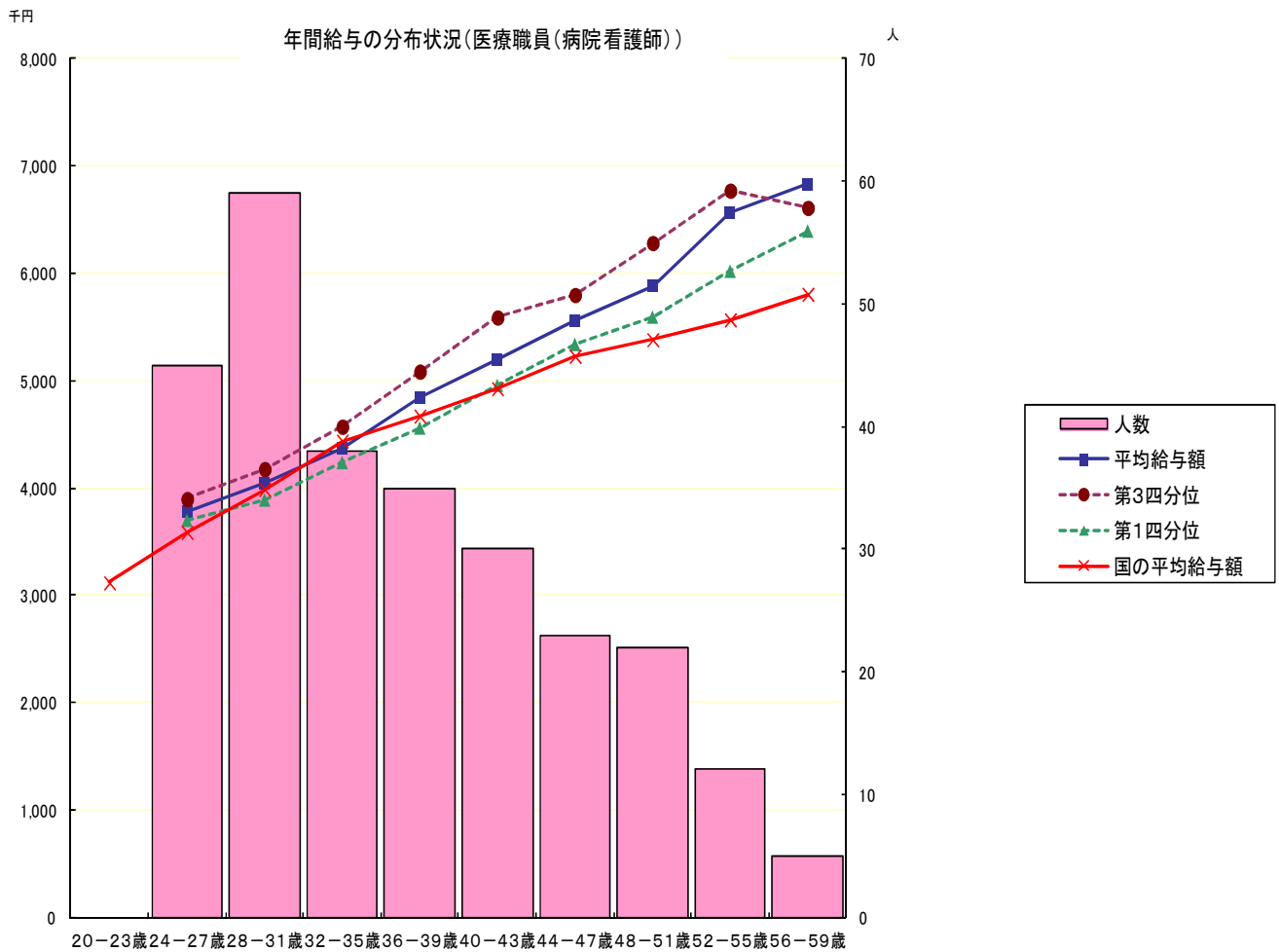
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位		
				第1分位	第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	部長	6	56.7	7,708	8,476	9,139
	課長	17	55.3	6,740	6,967	7,058
	次長(課長補佐)	27	52.1	5,955	6,272	6,698
	係長	111	44.8	4,712	4,976	5,330
	主任	17	44.1	3,892	4,536	5,222
	係員	98	35.0	3,198	3,731	4,083



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位	教授	166	55.7	8,342	8,965	9,623	
	准教授	149	47.3	6,738	7,289	7,670	
	講師	43	45.5	6,147	7,173	8,071	
	助教	147	42.0	5,827	6,447	7,091	
	教務職員	6	49.3	4,800	4,940	5,131	



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円		千円	千円	
代表的職位	看護部長	1	—	—	—	—	—
	副看護部長	3	55.2	—	7,482	—	—
	看護師長	24	50.9	6,019	6,227	6,394	6,394
	副看護師長	52	43.3	5,118	5,454	5,780	5,780
	看護師	189	33.1	3,891	4,266	4,558	4,558

注:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。また、副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	次長	課長 次長
人員 (割合)	276人	23人 (8.3%)	80人 (29.0%)	123人 (44.6%)	19人 (6.9%)	19人 (6.9%)
年齢(最高 ～最低)		29～24歳	59～25歳	59～33歳	57～42歳	59～40歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,773 ～2,027千円	3,822 ～2,321千円	4,496 ～2,675千円	5,482 ～3,795千円	6,540 ～4,793千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,516 ～2,660千円	4,906 ～3,042千円	6,021 ～3,548千円	7,061 ～5,087千円	8,301 ～6,201千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		6人 (2.2%)	6人 (2.2%)	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)		58～54歳	59～49歳	～歳	～歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,913 ～5,116千円	7,380 ～5,539千円	～千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		7,762 ～6,740千円	9,614 ～7,308千円	～千円	～千円	～千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	511人	6人 (1.2%)	148人 (29.0%)	42人 (8.2%)	149人 (29.2%)	166人 (32.5%)	該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)		57～40歳	63～30歳	60～30歳	64～35歳	64～40歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,211 ～3,307千円	6,163 ～3,363千円	6,963 ～3,170千円	8,159 ～3,548千円	9,597 ～5,027千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,483 ～4,345千円	7,624 ～4,296千円	8,879 ～4,218千円	10,099 ～4,800千円	12,305 ～6,817千円	～千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	269人	該当者なし ()%	189人 (70.3%)	52人 (19.3%)	24人 (8.9%)	3人 (1.1%)	該当者なし ()%	1人 (0.4%)
年齢(最高 ～最低)		～歳	50～25歳	56～31歳	56～43歳	55～54歳	～歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～千円	4,513 ～2,519千円	4,813 ～3,181千円	5,017 ～4,104千円	5,726 ～5,557千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～千円	5,910 ～3,329千円	6,377 ～4,336千円	6,772 ～5,634千円	7,607 ～7,386千円	～千円	～千円

注:各級における人員が2人以下の級については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.6	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.4	% 34.7
	最高～最低	% 47.5～32.2	% 44.7～28.4	% 44.6～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.4	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.6	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～32.3	% 37.8～28.7	% 36.9～31.2

(教員職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 65.4	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 34.6	% 35.7
	最高～最低	% 51.2～32.8	% 44.8～30.4	% 46.4～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.7	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 32.3	% 33.6
	最高～最低	% 42.4～32.1	% 39.6～29.6	% 40.9～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.5	% 66.3	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.5	% 33.7	% 36.1
	最高～最低	% 40.5～34.5	% 35.0～31.9	% 37.7～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 40.5～32.0	% 37.8～29.1	% 39.1～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.1

対他の国立大学法人等

92.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

104.9

対他の国立大学法人等

98.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 83.1		
	参考	地域勘案	90.6
		学歴勘案	83.7
		地域・学歴勘案	90.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.48% (国からの財政支出額 12,489百万円、支出予算の総額 34,235百万円：平成25年度予算)		
	【法人の検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から適切な給与水準となっていると考えられる。		
	【累積欠損額について】累積欠損額なし 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮し、今後も適正な水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 104.9		
	参考	地域勘案	107.1
		学歴勘案	104.9
		地域・学歴勘案	106.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	医療職員の人材確保のため、附属病院の看護師を含むコメディカル職員については、給与特例法による給与削減対象外としており、給与水準が高くなっていると考えられる。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.48% (国からの財政支出額 12,489百万円、支出予算の総額 34,235百万円：平成25年度予算)		
	【法人の検証結果】 医療職員の人材確保のため、附属病院の看護師を含むコメディカル職員については、給与特例法による給与削減対象外としており、給与水準が高くなっていると考えられる。		
	【累積欠損額について】累積欠損額なし 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であるとする。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮し、今後も適正な水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,039,640	9,059,036	△ 19,396	(△0.2)	△ 302,694	(△3.2)
退職手当支給額 (B)	1,078,036	762,785	315,251	(41.3)	465,078	(75.9)
非常勤役職員等給与 (C)	4,056,725	4,003,408	53,317	(1.3)	669,378	(19.8)
福利厚生費 (D)	1,780,468	1,694,267	86,201	(5.1)	245,608	(16.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,954,869	15,519,496	435,373	(2.8)	1,077,370	(7.2)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」

平成25年度も引き続き給与特例法に伴う給与削減を医学部附属病院のコメディカル職員を除き実施していることにより、対前年度比△0.2%となった。

「最広義人件費」

給与、報酬等支給総額は、給与特例法に伴う給与減額等を平成25年度も引き続き実施したこと等により前年度比△0.2%となり、退職手当支給額は、国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」に基づき退職手当の減額を行ったが、退職者が前年度より29名(うち、教授11名)増加したことにより、前年度比41.3%増となった。非常勤役職員等給与については、附属病院における救命救急センター設置に伴う承継外教員の採用、医療職員の増員や夜間診療手当の新設、外部資金獲得による非常勤職員の増、大学予算でのテニュアトラック教員を採用したこと等により前年度比1.3%増となった。

また、福利厚生費も法定福利費の負担金割合の増等により、5.1%増となった。

このような状況により最広義人件費は対前年度比2.8%となった。

②退職手当支給額について

・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平25年1月1日から、以下の措置を講ずることとしたが、平成25年度の退職者が対前年度29人(うち、教授11名)増加したことにより、対前年度比41.3%増となった。

役員に関する講じた措置の概要・・・退職手当法の改正に準じて、調整率を100分の98(平成25年10月1日から平成26年6月30日までは、100分の92)に改定した額を支給することとした。

職員に関する講じた措置の概要・・・退職手当法の改正に準じて、調整率を100分の98(平成25年10月1日から平成26年6月30日までは、100分の92)に改定した額を支給することとした。

・国家公務員退職手当法改正に準拠し、年齢構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、45歳以上(教育職員においては、50歳以上)の職員を対象に、透明性の確保された早期退職募集制度を導入することとし、平成25年11月1日より、以下の措置を講ずることとした。

職員に関する講じた措置の概要・・・定年前1年につき3%を上限とした割増

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし